



集団回収のご案内

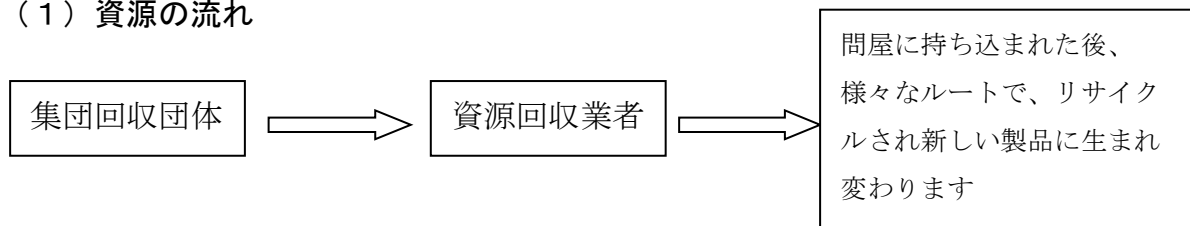
1. 集団回収とは

住民の皆さんが10世帯以上集まって団体を作り、家庭から出る古紙や古布などの資源を、日時や場所を決めて集め、民間の資源回収業者に引き渡す自主的な回収活動で、長い歴史を持っています。

身近なりサイクル活動であると同時に、地域コミュニティの醸成にも寄与しています。ぜひ、ご参加ください。

2. 集団回収のしくみ

(1) 資源の流れ



(2) 団体活動の流れ

- ① 団体で回収日・回収場所・回収品目・担当者などを決めます
- ② 回収について資源回収業者と契約します
- ③ 回収日には資源を回収業者に適正に引き渡します

(3) 区の資源収集との違い

① 回収方法

集団回収の資源は、団体が契約した資源回収業者が回収します。回収場所及び回収方法は団体と回収業者の契約により決まります。区の資源収集では、区の定めた曜日に、集積所から区の職員及び区の指定した業者が収集します。

② 回収品目

集団回収で回収できる品目は、古紙、古布、缶、びんに限ります。ペットボトルは回収できません。

※集団回収では、区の収集の集積所、区の資源のコンテナなどを使うことはできません。また、事業系の資源を回収することはできません。

3. 集団回収のメリット

(1) ごみの減量につながります

- ごみ・資源の分別に対する意識が高まり、効率よく良質な資源が集められます。

(2) 地域コミュニティの活性化につながります

- 集団回収活動をとおして協力しあうことで、地域のみなさんの交流が深まります。
- 回収量に応じて区から団体に支給される報奨金を、地域の活動に役立てることができます。

(3) コスト削減になります

- 区の資源収集と比較して、安い経費で資源を回収することができ、収集に係るコスト削減につながります。

4. 集団回収団体として活動するには

(1) 区に登録します

【登録までの流れ】

- ①住民の方が10世帯以上のメンバーを集めて団体を作ります。
(現在登録がある団体は、町会・自治会、集合住宅、リサイクル団体等です。)
- ②代表者、担当者などの役割を決めます。
- ③資源回収業者を選び、回収日・回収場所・回収品目を決めます。
- ④団体の総会等で、集団回収の実施について決定します。
- ⑤区の窓口(資源循環推進課)で登録手続きをし、区から説明を行います。
(住民の方が手続きします。代表者の印鑑と報奨金の振込先口座内容が必要です。)

【注意事項】

- ①事業系(お店や会社から出る)古紙・古布等は集団回収に出せません。
 - 事業系の資源は事業者責任により処理してください。
 - 事業系の古紙は、「オフィスリサイクル・システム」(事業所ごと)や「商店街リサイクル・システム」(商店街単位)に参加すると、比較的安い費用負担で回収・リサイクルすることができます。

【問合せ】

- ・ オフィスリサイクル

オフィスリサイクルサービスセンター TEL 3 9 3 1 - 0 2 0 1

- ・ 商店街リサイクル

板橋区資源リサイクル事業協同組合事務局 TEL 3 9 6 6 - 5 7 8 0

②町会・自治会で集団回収を行う場合は、区の資源回収日とは違う曜日を設定してください。また、区の集積所とは別の集団回収集積場所を設定しましょう。区の集積所から資源を回収できるのは、区の指定した業者のみです。

③缶やびんを集める際、区のコンテナは使用しないください。

(2) 登録後の流れ

集団回収団体

- ・ 実施に際しては、回収日の周知を徹底するなどして資源を多く集めるとともに、交通や環境に支障がないように資源回収を実施してください。
- ・ 回収したら、回収業者に資源を引き渡し、実績報告書を書いてもらいましょう。
- ・ 翌月10日までに、実績報告書を板橋区資源循環推進課へ提出してください。



資源回収業者

- ・ 回収量の計量をします。
- ・ 実績報告書を渡します。

板橋区

- ・ 回収に関しての相談をお受けします。
- ・ 登録した団体に報奨金等をお支払いします。

※取り残し等があった場合の対応については、集団回収団体と資源回収業者の間で明確に取り決めてください。

5. 集団回収に参加するには

(1) 目印の場所に資源を出しましょう

回収場所には、集団回収集積場所であることを周知するため、のぼり旗（たて150cm よこ50cm）、垂れ幕（たて70cm よこ50cm）、プレート（たて50cm よこ40cm またはB4判）のいずれかを掲示するよう、集団回収団体にお問い合わせしています。この掲示物には、回収品目、回収日等の表示がありますので、ルールを守って出しましょう。



(2) 古紙・古布・缶の出し方について

集団回収品が資源として、より有効に利用されるために次のことにご協力をお願いいたします。

《古紙》（雨天時も原則回収します。回収業者にお確かめください。）

① 新聞(チラシもいれて、紐で結ぶ)

段ボール(折りたたんで、紐で結ぶ)

雑誌(紐で結ぶ)

その他書籍・お菓子の箱・包装紙等

(種類ごとに紐で結ぶ。少ないときは雑誌と一緒に出す。)

② 回収できないものを混ぜない。

〈主な回収できないものの例〉

窓つき封筒・ビニールコート紙・油紙・感熱紙など

(可燃ごみにお出しください)

《古布》

① 雨の日には出さない。次回の回収まで待つ。

② 洗濯したきれいな状態を出す。

③ 出したものが、汚れないようにビニール袋に入れて出す。

④ 回収できないものを混ぜない。

〈主な回収できないものの例〉

- ・ふとん、まくら、じゅうたん、毛布（粗大ごみにお出してください）
- ・ぬいぐるみ、ビニール製品、ペットに使用した布・マット、おむつ、トイレットカバーなど（可燃ごみにお出してください）

※一般家庭で身に着けている衣類は、基本的に全て資源としてお出しいただけます。

《缶》①缶の中を水ですすいで出す。

②一斗缶・スプレー缶・塗料缶は回収できない。

→使い終わってから不燃ごみ

※アルミ缶とスチール缶は分別しましょう。スチール缶を回収対象としていない団体については、行政の資源回収日にお出してください。

集団回収に関する問合せ先

板橋区資源環境部資源循環推進課資源循環協働係

電話 (3579) 2258

FAX (3579) 2249

E-mail s-recycle@city.itabashi.tokyo.jp

板橋区資源循環推進課では、「板橋かたつむり運動」を展開し、「かたつむりのおやくそく」として、区内の家庭や事業者にも3R（リデュース・リユース・リサイクル）の普及啓発を推進しています。

